

第IV部 資料編

1. 策定委員会設置要綱

西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく「西尾市障害者福祉計画」の改訂及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条（平成17年法律第123号）の規定に基づく「西尾市障害福祉計画」を一体とした計画の策定とともに、社会福祉法107条（昭和26年法律第454号）の規定に基づく「西尾市地域福祉計画」を策定するため、西尾市障害者福祉計画・地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画の見直し及び障害福祉計画、地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他、障害者福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱することとし、その任期は計画策定までの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の事務を補助するため、課長補佐又は主査により構成される西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の部会員は各所属長の推薦により健康福祉部長が選任し、任期は計画策定までの期間とする。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 作業部会の会議については、第5条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会に関する庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

団体名・役職等	氏名
愛知県立大学教育福祉学部 准教授	松宮朝
西尾市医師会 副会長	宮崎仁
西尾市歯科医師会 会長	鈴木康次
西尾市障害者福祉団体連合会 会長	中村行男
西尾市身体障害者福祉協会 会長	藤田善市
西尾聴覚障害者協会 会長	山本勝巳
西尾市手をつなぐ育成会 会長	糟谷美夏代
特定非営利活動法人みつね会 理事長	川原紀子
西尾市地域自立支援協議会 会長	芳賀幸彦
西尾市社会福祉協議会 会長	和田知之
代表町内会 西部代々表町内会長	藤井正吉
愛知県西尾保健所 所長	片岡博喜
西尾市民生委員児童委員協議会 理事	石川正明
西尾市ボランティア連絡協議会 会長	安藤次郎
西尾市老人クラブ連合会 副会長	稲垣峯雄
西尾市子ども会育成連絡協議会 会長	岡田文雄
西尾商工会議所 専務理事	織田勇司
西尾市健康福祉部長	山崎悟
西尾市民公募者	久保田芳道
西尾市民公募者	沖田和子

西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定作業部会員名簿

所 属 等	氏 名
危機管理局危機管理課 課長補佐	川 口 久 弘
健康福祉部福祉課 主任主査	深 谷 求
健康福祉部長寿課 主任主査	判 治 幸 子
健康福祉部健康課 主任主査	杉 田 久美子
子ども部子ども課 主査	本 田 尚 代
子ども部子育て支援課 主査	平 井 修
子ども部家庭児童支援課 課長補佐	酒 井 正 樹
地域振興部商工観光課 主査	古 居 加 奈
地域振興部地域支援協働課 課長補佐	菅 沼 律 哉
建設部都市計画課 主任主査	岡 田 健太郎
建設部建築課 課長補佐	渡 辺 達 也
建設部公園緑地課 課長補佐	伴 野 広 幸
教育委員会事務局学校教育課 課長補佐	永 山 広 治
教育委員会事務局生涯学習課 主任主査	吉 永 裕 二
西尾市社会福祉協議会総務課 係長	岡 田 博 人

3. 策定経過

平成28年	
2月24日～ 3月18日	福祉に関する市民アンケート調査の実施
6月30日	第1回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (計画策定の趣旨等、策定委員会の役割、アンケート調査結果報告)
7月 4日	第1回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定作業部会 (計画策定の趣旨等、策定委員会の役割、アンケート調査結果報告)
7月28日～ 8月12日	福祉団体等アンケート調査 (社会福祉法人やサービス事業所等にアンケート調査実施)
8月 9日	福祉団体等活動ヒアリング (障害者団体、ボランティア団体計11団体にヒアリング調査実施)
9月15日	第2回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定作業部会 (障害者計画の骨子案、地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案)
10月 7日	第2回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (障害者計画の骨子案)
10月21日	第3回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案)
11月17日	第3回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定作業部会 (障害者計画の素案、地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案)
12月 9日	第4回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (障害者計画の素案)
12月16日	第5回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案)
12月22日～ 29年1月20日	パブリックコメント (市内20か所及びホームページにて公表)
平成29年	
2月 1日～	パブリックコメント結果公表 (ホームページにて公表)
2月24日	第6回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (障害者福祉計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画の承認)

4. 用語集

	用語	解説
あ行	インフォーマルサービス	自治体や専門機関等、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民等による、公的支援に基づかない支援のこと。
	NPO（エヌピーオー）	民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体のこと。Nonprofit Organizationの略。
か行	介護予防サポーター	地域における介護予防の普及・啓発等を進める有償ボランティア。市が主催する養成講座を受講した後、介護予防事業に応援スタッフとして協力する。
	家庭教育学級事業	子どもの健全育成と家庭教育の向上を図るために、保護者等が一定期間にわたって、計画的・継続的かつ組織的に家庭教育に関する学習を行う事業。西尾市では、小学校12校、中学校4校で父親同士が楽しみながら子育てを考える「おやじの会応援ルーム」として行われている。
	虐待	社会的に弱い立場である高齢者・障害者・児童等への苦痛を伴う有害な行為。心理的・精神的なもの、身体的なもの、性的なもの、経済的なもの、ネグレクト（意図的な無関心・放棄）に大別される。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
	権利擁護	自己決定権の尊重という理念のもとに、本人が孤立してかかえる苦情や差別的な取扱いについて、本人の意思あるいは意向に即して、過不足なく支援すること。
	高齢者住宅安全確保事業（シルバーハウジング）	高齢者世帯向けの公的賃貸住宅供給事業。バリアフリー仕様の公的賃貸住宅を供給し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談・安否確認等のサービスを提供する。
	高齢者世帯	65歳以上のみで構成する世帯または、これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
	コミュニティバス	公共交通空白地域・交通不便地域の解消等を図るため、自治体等が主体的に計画し、運行するバス。
さ行	災害ボランティアセンター	主に災害発生時にボランティア活動を効率よく推進するための組織。平常時においても常設されている組織がいくつかあり、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点としての性格も持つ。西尾市では、大規模な災害発生時に、市と市社協が協働でボランティア支援本部を設置する。

	用語	解説
さ行	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とする非営利の民間組織。各種福祉サービスや相談事業、ボランティア等の支援、さらに地域の特性を踏まえた独自の事業等を行っている。
	準要保護家庭	小中学生がいる世帯において、生活に困窮し、市教育委員会が援助を必要と認める世帯（生活保護世帯を除く）。学用品費や学校給食費等の援助が受けられる。
	消費者被害	商品やサービスなどの取引において、消費者に生じる被害。消費者安全法では、「生命・身体に関する消費者被害」と「財産に関する消費者被害」に定義している。
	シルバー元気教室	市内在住の 65 歳以上で介助の必要のない方を対象に、運動を中心に介護予防に関するさまざまな内容に取り組んでいる事業。
	生活習慣病	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のこと。糖尿病、脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与している疾患の総称。従来は「成人病」と呼ばれていた。
	生活福祉資金貸付事業	低所得者や高齢者、障害者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度。社会福祉協議会が窓口となって実施している。
	成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（認知症・知的障害者、精神障害者等）を保護・支援するため、代理人等を選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割等の法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人があらかじめ代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。
た行	宅老所	介護保険制度が始まる前から存在する無認可の老人ホームで、一般的に法令に定義のない民間独自の福祉サービスを提供している施設。
	地域子育て支援センター	地域子育て支援事業のひとつとして、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点。
	地域自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定するもので、障害者等への支援体制の整備を図るために設置され、行政機関、サービス事業者、相談支援事業者等の関係機関、障害当事者や家族等、地域の様々な立場の者で構成される。サービス等利用計画等の質の向上のための体制整備や、地域移行支援・定着支援及び虐待防止等のためのネットワーク強化がその役割として期待されている。

	用語	解説
た行	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと生活していくための支援を行う拠点。介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉、保健、医療等さまざまな面から総合的に支援を行っている。市内に7か所設置されており、居住地区によって相談するセンターが決まっている。
な行	難病	発病の仕組みが明らかでなく、かつ、治療方法が確立していないため長期にわたり療養を必要とする疾病のこと。
	西尾市ボランティア支援本部	市及び市社会福祉協議会が、地震や風水害等の災害時に、市災害対策本部の決定を受け、西尾市総合福祉センター内（予定）に設置するもので、NPO法人・ボランティア・市民活動団体などの協力により運営する。
	西尾市まちづくり市民会議	西尾市における市民と行政の協働のあり方を考えることを目的として、平成26年度に設置され、20代から80代までの男女31人が4つのグループによるワークショップ形式で進めた。全8回の会議を経て、『西尾市における市民と行政との協働のあり方』報告書を提出した。
	西尾の福祉	西尾市の福祉に関する事業や施策についてまとめた冊子。
	認知症サポーター	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の認知症患者やその家族を支援するための資格。または支援を行う人。
	ノーマライゼーション	障害のある人と一般市民が、お互いに区別されることなく普通（ノーマル）の生活や権利などが保障されるよう環境整備を目指す考え方。
は行	発達障害	主に先天性の脳機能障害が原因で、乳幼児期に生じる発達の遅れのこと。発達障害者支援法により定義付けられており、主に広汎性発達障害・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害の3種類に分類されている。
	パブリックコメント	市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としている。
	バリアフリー	由来は段差等の物理的障壁（バリア）を取り除くという意味の建築用語であるが、近年はより広く、障害者等の日常生活や社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的、情報面等すべての障壁を取り除いていくという意味で用いられる。
	PDCAサイクル(ピーディーシーエーサイクル)	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返していくことにより、業務を改善していく手法。

	用語	解説
は行	避難行動要支援者	災害等が発生した場合に特に配慮が必要な高齢者、障害者、難病患者等のうち、災害時に自ら避難することが困難で支援を要する人。
	福祉タクシーチケット	電車やバス等公共交通機関の利用が困難な障害者や高齢者の日常生活の利便を図るために交付されるチケット。
	福祉避難所	災害等が発生した場合に一般的な避難所での生活に支障が想定される者（要配慮者等）が必要なケアや支援を受けたり、滞在したりすることが可能なバリアフリー化が図られた避難所のこと。災害救助法に基づき自治体が入所型福祉施設等と事前に協定を結ぶ。
	防災カレッジ	大学の教員や防災機関の専門職員などが講師となり、防災活動に理解と意欲のある市民を対象に地域の自主防災活動のリーダーを養成する講座。
や行	ユニバーサルデザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無にかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ考えで、さまざまな商品やサービス、設備、建物、交通機関などあらゆる分野に適用される。

西尾市地域福祉計画
西尾市地域福祉活動計画
平成 29(2017)年3月発行

編集発行

西尾市 健康福祉部 福祉課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

TEL:0563-56-2111(代表) FAX:0563-56-0112

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会

〒445-0852 愛知県西尾市花ノ木町2丁目1番地(総合福祉センター内)

TEL:0563-56-5900(代表) FAX:0563-57-7800
